

Title	ピューリタンと祈祷書問題
Author(s)	松谷, 好明
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No. 47
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/repos/modules/xoonips/detail.php?item_id=2183
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

ピューリタンと祈祷書問題

松谷好明

序論

(1) イエス・キリストにおいて自らを啓示された生ける真の神を礼拝することは、キリスト者にとって初めてであり終わりである。キリスト者が聖書の教えに基づき、原始教会の慣習に倣って、教会を中心に行う**公的神礼拝**は、キリスト教会の命であり、存在理由そのものと言ってよい。キリスト教会の初めから今日に至るまで**公的神礼拝**が絶えずなされるとともに、その在り方が常に神学的、実践的に問われ続けてきたのもまさにそのためである。

(2) 前世紀においては世界のローマカトリック教会において**典礼**(リタジー)刷新運動が展開され、プロテスタント教会にも少なからず影響を及ぼしてきた。特に一九六二―六五年の**第二バチカン公会議**は、公布した一六の文書の第一に「**典礼憲章**」(一九六三)を位置付け(南山大学監修『**第二バチカン公会議公文書全集**』、一九八六)、同憲章の第一章を「**典礼刷新と促進のための一般的原则**」として、運動全体に方向を与えた。上智大学神学会が編集・発行している『**神学ダイジェスト**』の最近号(No.107、二〇〇九年冬号)は「**典礼の現在と課題**」を特集し、

第二バチカン公会議以来の日本内外の典礼をめぐる動きを総括するとともに、ラッツインガー枢機卿＝教皇ベネデクト十六世の線にそつたローマの典礼秘跡省の復古傾向について驚くほど率直に指摘している。

- (3) ローマカトリック教会とプロテスタント教会の「ブリッジ・チャーチ」としばしば言われる聖公会もまた、二〇世紀において典礼の刷新を熱心に追及してきた。特に世界大の聖公会 (Anglican Communion) の中核であるイングランド教会は、一九世紀以来の懸案だった祈祷書改革に着手していわゆる“Alternative Services”を生み出すに至つた。併行して試みられてきたさまざまな礼拝における実験 (対話、演劇、ダンス等々を採り入れた礼拝) やカリスマ運動による刷新の試みも現在は一応落ち着き、教会全体として礼拝は一六六二年祈祷書にそつて行ふか、Alternative Service Book (1980) の線にそつて行ふか、いずれかとなつていると言えよう。いずれにしても「祈祷書」(The Book of Common Prayer) をベースにしたものであることに変わりはない。

- (4) ひるがえつて、プロテスタント教会の公的神礼拝をめぐる今日の状況はどうであろうか。二〇世紀における世界のエキュメニズムの展開と相まつて、世界のプロテスタント諸教会においてもさまざまな礼拝改革・刷新が試みられてきた。総じて言えば、一方においてカリスマ運動がノンリタージュカルな礼拝の方向を一層強く打ち出すのに対し、他方においては従来のノンリタージュカルだった教会が、ローマカトリック教会、東方教会、聖公会などに倣つてリタージュカルな礼拝の方向へと進む、という刷新の二つの方向が存在し、その中間にノンリタージュカルな礼拝の伝統に留まる教会が少なからず存在する。

- (5) 我が国のプロテスタント教会においては、旧日墓の「简单信条」に象徴的に示されているように、異教国日本に

おける福音の伝道にとつて何が適しているかという実践的関心が支配的であり、その実践が聖書的、神学的に問い直されることが全体としては希薄であった。こうした傾向は神礼拝において最も顕著であり、公的神礼拝は教会の慣習として執り行われる宗教行事、私的神礼拝は公的神礼拝と切り離された個人のデヴォーション、と暗黙裡に理解されがちである。こうした中で展開される礼拝刷新、あるいはリタージー論議は、一部の学者、牧師、信徒の関心事にはなつても、根がないために教会の現実に根付くことが難しく、一時の流行として終わつてしまう恐れがある。

(6) あと七年経つとプロテスタント宗教改革五〇〇周年となる。プロテスタント教会の枝として我々は、この国においていかなる神礼拝をささげていくべきか、とりわけ教会の公的神礼拝をどのように整えていくべきかを、改めて聖書的、神学的に真摯に問い直さねばならない。そのような重大な課題への我々の取り組みに最も深い示唆と比喩なき模範を示すのは、一六、七世紀イングランドのピューリタンの信仰的、神学的戦いである。なぜなら、ピューリタニズムは何よりもまず礼拝の改革、聖書的神礼拝の確立を目指す運動だったからである。一六、七世紀イングランドという歴史的、社会的コンテキストにおいて彼らは、イングランド教会の礼拝をどのように見、批判し、改革しようとしたのかを今日我々が問う意味はそこにある。

(7) ところで、一五三〇年代に国王ヘンリー八世の強力な主導権の下、議会による一連の立法措置を通してローマ教会から独立し、*The Church in England* から *The Church of England* となった教会は、以来今日まで国教会の座を占め、先に見た通り、世界の *Anglican Communion* の中核を成している。このイングランド教会を支えている三本の柱は、主教制と祈祷書と三十九箇条である。この内、ピューリタンが厳しい批判の目を向けたのは主教制と祈祷

書であり、三十九箇条についてはおおむね同意していた。主教制と祈祷書の内、前者はイングランドの政治、社会の基本的枠組でもあったから、我が国のイギリス史、あるいはイギリス革命史、法制史の研究者たちの関心を引いてきたが、国教会の魂に当たる祈祷書については十分な歴史的研究がなされてこなかった。我々が例外として挙げることのできる研究者は、聖公会の神学者である八代崇と塚田理である（先駆的な祈祷書研究としては、児玉久雄「英国教会祈祷書序説」、共立女子短大紀要No. 6、一九六二、日本聖公会の現行『祈祷書』の教会暦、聖餐式、聖書日課、特祷についての解説書としては、森紀巨『主日の御言葉』、聖公会出版、二〇〇〇がある）。両者とも現代のエキュメニカルな状況にあつて、第二次世界大戦に至るまで濃厚であつた党派的なアングリカニズムを克服することに努力している。しかし、彼らの立場と課題から言つて当然ながら、前者の『イギリス宗教史改革史』（一九七九）、『イングランド宗教改革史』（一九九三）も、後者の『イングランドの宗教』（二〇〇四）も、祈祷書に批判的だつた一六、七世紀ピューリタンの主張にはそれほどスペースを割いてはいない。

そこで本論稿において我々は、ピューリタンによる祈祷書批判の歴史を概略的にたどり、その意義を考察したいと思う（一六、七世紀に作られた五つの祈祷書の内容については、参考資料Aを参照されたい）。

本論

Ⅰ. エドワード第一祈祷書（一五四九）、第二祈祷書（一五五二）

（1）ヘンリー八世の時代、イングランド教会の礼拝は宗教改革以後もローマカトリック時代と大きく異なることはな

かった。しかし、リタジーの言語としてラテン語の代わりに英語を使用することが望ましいとした、国王のチャレン、トマス・スターキー (Thomas Starkey) や、英語で使徒信条、主の祈り、十戒を人々に教えるべきだと主張した国王の最高政治顧問、トマス・クロムウエルのような人々がいた。ヘンリー八世自身も礼拝の統一、種々の礼拝書の改革に関心を寄せ、大主教克蘭マーを通して聖職者会議にその意向を伝えるとともに、一五四五年には自ら『国王祈祷文』(King Henry's Primer) を出し、これがイングランド唯一の合法的な信徒用祈祷書となった。この間克蘭マーは一五四二年南部管区内においてソールズベリー聖務日課以外の聖務日課を禁止して礼拝統一へ向けて第一歩を踏み出すとともに、一五四三年の対仏戦争を機に一五四四年英語のリタニー(連禱、嘆願)を出版するに至った。しかしながら、ヘンリー八世の意向により始まった諸種の礼拝書の改革の作業は、いずれも実を結ばないまま、エドワード六世の治世となった。

(2) 一五四七年一月に即位したエドワード六世は、プロテスタントの執政と枢密院の主導の下、国王指令 (Royal Injunctions) とそれらに基づく査察のための調査箇条の作成などを通して、聖務日課のみならずリタジーについてもプロテスタント化を図ることに着手した。一方、聖職者会議下院は「神礼拝の検討、改革、出版」を上院に請願、年末には二種配餐を全会一致で決定した。一五四八年には大主教克蘭マーが画期的な『聖餐式順序』(The Order of Communion) を出版した。また、四八年の末までには克蘭マーと主教、神学者たちの手によって「祈祷書」が完成し、これを受けて議会は翌四九年一月に祈祷書(礼拝)統一法を成立させた。いわゆるエドワード第一祈祷書の誕生である。

(3) 第一祈祷書の資料としては、従来の諸種の礼拝書に加えて、教皇パウロ三世の権威の下に出されたスペインのフ

ランシスコ会士キニョーネス (Quinones) の聖務日課書 (1531、15372)、ブーツァー、メランヒトンの協力を得て作られたケルン大司教ヘルマン・フォン・ヴィートの『ケルマンの諮問』 (Herman's Consultation, 1543)、ブレントやオジアンダーの手に成る『教会礼拝次第』 (Church Order 1533) などが一般に挙げられている。

これらの資料に基いて編集された第一祈祷書はその序文において、目指すところをおおよそ次のように述べている。すなわち、古代教父たちの時代の、聖職者が聖書に親しみ健全な教理を教える敬神 (Godliness) も、それによつて益を受けて真の宗教への愛によつて燃え立つ信徒の敬神も、長い間のうちに失われ、品位ある秩序が無くなつていたので、それらをイングランドの教会に回復する具体的手立てとして本書が作られたというのである。かくして第一祈祷書は、①礼拝はすべて英語で行う、②以前の礼拝書から採つた部分は教理的に修正して入れる、③聖書日課から聖書の中世の代替物を除く、④ローマのミサの動作 (携拳、崇敬など) を除くか禁止する、などの特徴をもつ画期的なものとなつた。

- (4) 我々はこの祈祷書が「礼拝問題においてコントロールするための、英議会初の制定法」(ラトクリフ)である祈祷書統一法が厳格な罰則規定を持つていたことを忘れてはならない。すなわち、聖職禄保有者の初犯は一年間の聖職禄没収と保釈なしの六ヶ月の投獄、再犯は聖職禄の完全没収と一年間の投獄、三犯は終身投獄、禄を持たない聖職者の場合は、禄を得ることはできず、初犯で保釈なしの六ヶ月投獄、再犯で終身投獄、信徒の場合(演劇、歌、公の話で侮辱するなどして)は、初犯一〇ポンドの罰金、再犯は二〇ポンドの罰金、また六週間以内に罰金を払わなければ初犯で保釈なしの三ヶ月投獄、再犯で保釈なしの六ヶ月投獄、三犯は財産没収である。

- (5) こうした強制力をもつて課された第一祈祷書に対しては、西部地方はじめ全国各地でカトリックおよび保守派か

ら実力行使を含む激しい反対が起こった。一方、クランマーの招きで一五四九年に来島していたピーター・マター（ヴェルミグリ）やマルティン・ブツァーら大陸の宗教改革者たちも、求められて第一祈祷書に対し率直な批判を寄せた。ブツァーの批判はのちに『検閲』（*Censura*, 1577 バーゼル）において明らかにされたが、彼の中心的な批判は祈祷書の祭服、死者のための祈り、聖別祈祷における聖霊を呼び求める祈りに向けられていた。

(6) クランマー、リドリらはいこうした大陸の神学者たちの意見を少なからず取り入れて一五五二年初めまでに改訂祈祷書を作成し、これが同年四月のより教化された統一法によって（祈祷書礼拝以外に出た者は、初犯―保釈なし六ヶ月投獄、再犯―保釈なし一年投獄、三犯―保釈なし生涯投獄と新たに規定された）制定されたのが第二祈祷書（一五五二）である。その序文は最後のわずかの部分を除いて第一祈祷書のそれと同一であるが、本文における主な修正箇所は、①日々の祈り、②聖餐式次第、③洗礼式、④病人訪問式、⑤埋葬式、⑥祭服についてのルーブリック、などに見られる。全体として、第一祈祷書に見られるあいまいな箇所（例えば、ミサ、祭壇、聖母マリアの記念など）、迷信と化しやすい慣習（悪魔払い、洗礼盤の祝福、塗油など）が修正もしくは削除されたほか、聖餐の教理においてはローマ的、ルター的なものから改革派的なものに変更されたところに、第二祈祷書の特徴がある。

(7) このような改訂を施された祈祷書は出版されるにあたり、先に改訂されたローマ教会のものと大きく異なるものとなっていた「**聖職按手式文**」(*The Ordinal*, 1551) が付され、また、当時イングランドで活動していたジョン・ノックスの強い働きかけで枢密院が動き、陪餐者がひざまずいてパンとぶどう酒を受けるよう指示するルーブリックはキリストの現実的、本質的現臨への崇敬を意味するものではない、とする〈黒のルーブリック〉が入れられた。

(8) かくして成立した第二祈祷書は、翌年のエドワード六世の死去とカトリックの女王メアリーの登位の結果、その第一廃棄法により、国内では失効、廃止されたが、亡命イギリス人たちによつてフランクフルトで用いられ、ジョン・ノックスらの反発を招いていわゆる〈フランクフルト騒動〉を引き起こすことになった。この騒動は、国内において間もなく起こる国教会当局とピューリタンの対立の先がけであり、縮図であると思なされることが多い。

II. エリザベス祈祷書（一五五九）とピューリタン

(1) 一五五八年一月に即位したエリザベスは、国内に多数残っているカトリック支持派と、迫害が止んでようやく表面に現れてきた多くのプロテスタント、そして大陸から帰国したメアリーの亡命者を念頭に注意深く宗教政策を進めたが、そうした中にも宗教の統一した秩序の樹立のために早い段階からエドワード祈祷書の回復の道を探っていた。当初は第一祈祷書が検討された模様であるが、結局は第二祈祷書に修正を加えて採択することとなった。これを国教会の祈祷書と定める統一法案の審議は特に貴族院で難航し、最後にはわずか三票の差で成立した（一五五九・四）。いわゆるエリザベス祈祷書の誕生である（女王による裁可は五・八）。

(2) エリザベス祈祷書（一五五九）のエドワード第二祈祷書（一五五二）との違いはごくわずかであるが、以下のような点は留意に値する。すなわち、①第二祈祷書ではロチュット、サープリス以外のすべての祭服は禁じられていたが、エリザベス祈祷書では、エドワード第二年に議会が使用を認めた服装はすべて認可されている、②第二祈祷

書の嘆願の「ローマ司教の圧制と彼のいまわしい悪から……」は除かれている、③配餐のことは第一、第二祈祷書を合せたものとし、ひざまづくことについての説明は削除されている、④聖職按手式文の中の「ローマ教会の、篡奪された権能と権威に反対して……」を「あらゆる外国の権力者 (potentants) の権能と権威に反対して」としている、などである。

(3) エリザベス祈祷書を定めた統一法は、エドワード第一、第二祈祷書のよりも更に厳しい罰則規定が定められている。「祈祷書を中傷するもの、祈祷書礼拝を邪魔するもの、違反者を庇う者は、初犯一〇〇マルク(約七〇ポンド)、六週間以内に払わない場合、保釈なしで六ヶ月投獄、再犯一四〇〇マルク(約二八〇ポンド)、六週間以内に払わない場合、保釈なしで一年投獄、三犯一全財産没収と終生投獄」「祈祷書が用いられている教会区教会に出席しないか、してもいいかげんにする者には一回につき一二ペンスの罰金を徴収する」と規定している。かくしてエリザベス祈祷書は、全聖職者、聖職者を雇い使用する者全員、全国民に法によって課されたのである。

(4) 我々は以下において、このエリザベス祈祷書(一五五九)に対して向けられたピューリタンの主な批判に焦点を合わせ、それを時系列的に概観する。祈祷書に対する公然たる批判が最初に出されたのは一五六二年の聖職者会議下院においてであった。すなわち、「ピューリタン牧師たち」(ピューリタンという呼称はこの数年後から用いられたと考えられる)は、①日曜日とキリストの祝日を除き、全祝日の廃止、②オルガン使用の廃止、③洗礼における十字の印の廃止、④聖餐のとき強制的にひざまずかせることの廃止、⑤サープリス以外の全祭服の廃止、⑥牧師が礼拝時に会衆に背を向けて司式することの廃止、を主張したが、「この革命的な提案」(プロクターとフリーア)はわずか一票の差で否決された。

(5) この頃、女王政府と教会当局は、ジュールの『イングランド教会の弁明』(一五六二)の出版を公認するとともに「三十八箇条」(四十二箇条の改訂)を作成するなどして対ローマカトリック、反トレントの立場を明確にしたが、祈祷書による統一政策は強力に遂行した。そのため一五七〇年に入ると、議会において祈祷書に対する強い反発、祈祷書改訂の声が挙げられるようになった。こうした議会の動きを力で抑えたにもかかわらず祈祷書反対の声は各地に広まり、**女王の布告 (Injunction)** や **大主教の通告 (Advertisements, 1566)** でも黙らせることはできなくなつた。

(6) ピューリタン牧師の祈祷書に対する第二の公然たる批判は、匿名のパンフレット、『議会への勧告』(一五七二)となつて現れた(『宗教改革著作集12 イングランド宗教改革1』教文館、一九八六、所収)。フリーアはこれを「ピューリタンの最初の公然たる宣言」と呼ぶ。パンフレットの著者として、ジョン・フィールド (John Field) とトマス・ウィルクックス (Thomas Wilcox) の二人の牧師が統一法違反として逮捕されるに至つた(今日でもパンフレットの著者をトーマス・カートライトとする記述が、時折見られるが、これは誤りである)。『議会への勧告』は、「教会の儀式や統治形態に見られる教皇主義の名残りをすべて廃棄するだけでなく、主ご自身がみことばによつて命じられたことのみ神の教会にもたらし、定着させることにも全力が投入されるべきである」とし、「真のキリストの教会を判断する外的なしるしは、神の言葉の明確な宣教、聖餐の誠実な執行、勧告や罪の悔い改めから成る教会の厳格な訓練である」と述べる。これは明らかに改革派神学に基づく見方であるが、カルヴァンよりも一歩進んで、ノックスのように真の教会のしるしを、訓練(戒規)を含む三つとする。

著者たちは、聖職者たちが「完全に礼拝規定集や祈祷書によって拘束され……」「神のみことばに反対するきわめて多くのこと……例えば婦人による洗礼式、私誦ミサ、ユダヤ的浄め、聖日の遵守など……」教皇の典礼規定書から切りとられたもの」を行っている」と全般的な批判を加えたあと、聖礼典の執行について詳細に批判を展開する。聖餐式についての批判対象は、①ローマミサ典書からの参入唱 (Introit) の借用、②使徒書簡、福音書の朗読、③ニケア信条の唱和、④聖餐式の審査なし、⑤日常用のパンの代わりにウェイファを使用、⑥ホノリウス教令集に従い、ひざまずいて聖餐にあずかる、⑦全体に対して「なんじらとりて食べよ」でなく、単独の相手に「なんじとりて食べよ」と言う、⑧ローマ的な「なんじらのために与えられしわれらの主イエス・キリストの身体」などの言葉の借用、⑨執行の際にグロリア (大栄光の唱) を用いる、⑩良心にはからず、習慣的に受けている、⑪罪を犯している人々にも無理にあずかせている、⑫簡素ではなく、賛美歌、管楽器、サープリス、コープなどを用いて尊大に行っている、などである。

洗礼式に関しての批判は、①サープリス使用、②教父母、幼児への質問、③聖なる洗礼盤、十字の印、④執事、助産婦などによる私的洗礼、など、昔のローマ教皇が取り入れたと考えられるものを採用していることに向けられている。

(7) ジョン・フィールドは同じ年、一五七二年に『イングランド教会におお残存する教皇主義的悪弊について』(これも『宗教改革著作集12 イングランド宗教改革II』に訳出されている) を出版し、その中で『議会への勧告』とほぼ同趣旨の祈祷書批判を展開している。その中では、上記のほかに、①聖餐式の前行われる朗読礼拝、②ヴェール着用による礼拝出席、③説教の代わりに『説教集』(公刊予定の) から一篇を朗読すること、④聖人の日の礼拝やその午後の断食、⑤司祭 (priest) の名称、⑥結婚指輪、また「この指輪をもってなんじをめとり、この

身体をもつてなんじを崇めん」という新婦に対する新郎のことば、⑦死者のための祈祷、⑧葬儀説教、⑨埋葬にかかわる多くの迷信的習慣（例えば、白か黒の十字架を遺体の上に置く）、⑩複雑で混乱した礼拝順序、⑪司祭が新しい信者に対して「聖霊を受けよ」と言う、等々である。

(8) こうしたピューリタンの徹底した批判に対してエリザベス政府は、従来からの取り締まりを強化するとともに、一五八三年には大主教ホウィットギフトが「三項目」(①国王の至上性、②祈祷書の合法性と使用、③三十九箇条)への同意署名を全聖職者に求め、一五八七年には高等宗務官裁判所を常設してその強化(ex officio 宣誓など)を図り、更に一五九二年にはピューリタン弾圧法として知られる「ピューリタン取り締まり法」(The Act against Puritans)を制定するに至った。この年一五九二年大主教ホウィットギフトの補佐主教となったりチャード・バンクロフトは、翌一五九三年『危険な立場』(Dangerous Positions...)、『聖なる規律と称されるものの探査』(A Survey of the pretended holy Discipline)を出版して、ピューリタン、特に長老主義者と分離主義者を厳しく批判し、九七年にはロンドン主教となってピューリタン取り締まりに全力を挙げた。また、ロンドンのテンプル教会主任司祭だったリチャード・フッカーは同教会に説教者として赴任したピューリタンのウォルター・トラヴァーズとの論争に飽いて田舎の教会に退き、『教会政治理法論』(第一〜四巻は一五九四年、第五巻は一五九七年、第六〜八巻は死後出版)の執筆に精力を注いだ。全体がローマとピューリタンの間に行くイングランド教会の神学的、哲学的、法的基礎付けを行うものだったが、特に第五巻においてフッカーは、教会の規律と礼拝に対するピューリタンの非難を詳しく検討し、「人間の諸制度が作り出される材料の種類と、それらの問題を考える場合にその判断を参照すべきジャッジの多様な性質をピューリタンが考えていないと批判した」(カードウエルの要約)。

かくしてピューリタンはエリザベス治下きわめて厳しい弾圧と批判を受け続けたが、ハラーの言う Spiritual

Brotherhood の絆と、女王の側近だったフランシス・ウォルシingham やバーリー卿ウィリアム・セシル、庶民院議員・議長のエドワード・クックらの密かな支援により運動を継続することができた。

III. ジェームズ一世祈禱書（一六〇四）とピューリタン

(1) エリザベス治下さまざまな苦難を強いられたピューリタンたちは、長老主義教会政治、カルヴァン主義的神学で聞こえたスコットランドから来る新しいイングランド王を大きな期待をもって迎えた。そこで「穏健派ピューリタン」（ニールとウイロビー）の牧師たちは、一六〇四年一月ロンドンへの途上にあつたジェームズ一世にいわゆる千人請願を提出した。そのタイトルは、「教会の種々の儀式と悪弊の改革を願うイングランド教会の牧師たちの謙虚な請願」であり、その序において、自分たちは「教会における人民の平等を図る党派的人間」や「教会体制の壊体を目指す分派」ではなく、牧師職を失うよりはとやむなく祈禱書に同意署名はしたが、「人間的な礼拝儀式と儀式の共通の重荷の下にうめき苦しんでいる……ゆえ、その重荷を除き、救済していただきたい」と述べる。彼らの要望は、教会の礼拝、教会の牧師 (ministers)、教会の禄と生活費、教会規律の四項目から成り、いずれの場合においても「聖書に一致しなう」(not...agreeable to the Scripture) として改善すべき具体的事項を挙げている。教会の礼拝の項においてピューリタン牧師たちが主張したのは、①洗礼の際の十字の印、幼児に対してなされる質問、堅信式は余分なものとして除去、②洗礼は女性によつて施されてはならず、またそう説明されるべき、③キャップとサープリスは義務づけられない、④聖餐式の前に審査がなされるべき、⑤聖餐式は説教と共になされるべき、⑥祈禱書に見られる司祭、赦罪等々の用語、結婚指輪、その他そのたぐいのものは是正、⑦長過ぎる礼拝

は短縮すべき、⑧教会の歌と音楽はより教化的なものとする、⑨主日を汚さぬこと、そして聖なる日 (holy days) の休息はあまり厳格に求められてはならない、⑩教理の統一が課されるべき、⑪教皇派の見解 (opinion) をもはや教えたり、弁護してはならない。また、牧師たちが会衆に対してイエスの名が唱えられるときおじぎをするよう教えることを課されてはならない、⑫教会では正典聖書のみが朗読されるべきである、などであった。

(2) こうした要望を受けたジェームズ一世は、長老主義教会政治、カルヴァン主義神学に対する嫌悪、反感を表面に出さず、また両大学の宣言はじめ少なからぬ反対意見を抑えて、ピューリタンたちが求める国教会当局との会談に同意した。会談は疫病や諸事情で遅延されたが、一六〇一年一月一四日(土)、一六日(月)、一八日(水)の三回、ハンプトン宮殿(コート)において行われた。いわゆるハンプトン・コート会談である。その第一日は国王と主教はじめ国教会当局者たちの間で行われ、ピューリタン代表が国王と枢密院の前に呼び出され、国教会当局者たちのいるところで四つの問題を提出したのは第二日目である。第三日目は再び国王と国教会当局者で協議がなされたあと、ピューリタン代表が招かれ、祈祷書において変更されることになった若干の箇所について説明がなされて終わった。

さて第二日目、レノルズ (Dr. Reynolds) 、スパークス (Dr. Sparkes) 、フィールド (Dr. Field) 、キング (Dr. King) 、チャダートン (Mr. Chaderton) 、ニュースタップズ (Mr. Knewstubs) からピューリタン代表は、四点を提起した。教理の純潔、牧師がそれを維持する手段、教会法廷(裁判所)、そして祈祷書についてである。初めの三点についてはすぐに合意ができたが、祈祷書についてはかなりもめた。主に、堅信式、十字の印、サープリス、私的洗礼、ひざまづくこと、経外典の朗読、祈祷書への同意署名をめぐってである。結局この日ピューリタンたちと与えられた譲歩は、①聖書の統一した翻訳があるべき、②一つの教理問答(カテキズム)が全国で用いられるべ

き、③経外典は朗読されるべきだが、聖書としてではなく、④三十九箇条のあいまいな個所は明らかにされるべき、といったことのみであった。

(3) しかしながら、国王と主教たちが会談で合意した祈祷書の改訂については、主教と枢密院の小委員会の間で作業が進められ、聖職者会議で承認されてから、国王ジェームズ一世の開封勅許状 (letters patent) で改訂祈祷書の出版と使用が命じられた。いわゆるジェームズ一世祈祷書である。

ジェームズ一世祈祷書(一六〇四)で加えられた修正箇所は、暦、福音書、洗礼、堅信式、教理問答などについて、ほとんどはルーブリックや若干の説明の言葉の付加などそれほど重要性をもたないものであったが、従来の教理問答の末尾に洗礼と主の晩餐についての一二の問答(聖職者会議下院議長のオーヴァーオールの手になると言われる)が加えられたことは重要だった。このようにして完成した改訂祈祷書は、一六〇四年七月一六日付の国王布告により大主教、主教をはじめとする全聖職者にそれが遵守されるよう取り計らい、違反者は処罰すべきことを命じ、また全国民は今や確立された神禮拜に不平を言い立て、変更を試みることはないよう厳命した。

(4) 一方、ハンプトン・コート会談において反ピューリタンの立場で活躍したバンクロフトは、ホウィットギフトの死去に伴いカンタベリー大主教となり、ヘンリー八世以来懸案となっていた教会法の改革を進め、同一六〇四年『教会法規』(The Canons) 全一六一条を完成させた。国王の至上性、祈祷書、三十九箇条への、進んで、「心から」(ex animo) 行う同意署名を厳格に求める(三六条) この教会法規は、祈祷書についてはそのテキストは変えずに、その使用について厳格、詳細にして、イングラント教会の反ピューリタンの立場を明確にした。例えば、祈祷書通りの禮拜(一八条)、主教座聖堂における聖餐式でのコープ着用(二四条)、聖餐式以外のときのサープリス、フー

ズの着用（二五条）、牧師による秘密集会（Conventicles）の禁止（七三条）、等々である。この教会法規は、聖職者会議の同意署名は得たが議会からの承認は得られないままであったから、祈祷書そのものへの批判と相まって多くの人々の間に激しい反感をまき起すに至った。例えば、翌一六〇五年にはリンカーン管区の牧師たちから、祈祷書は五〇ものひどい腐敗で満ち、迷信と偶像礼拝に陥っているゆえ直ちに全面的に廃止するよう求める請願が出された。こうした祈祷書反対運動の結果、約三〇〇名のピューリタン牧師が罰として免職となったと見積もられている。分離派のピューリタンたちがゲインズバラ、スクルービーなどからオランダへの亡命を試みたのもそのためである。一六一八年ジェームズ一世が「スポーツの書」を公布したことはピューリタンの国王・教会当局の宗教政策に対する反対を決定的なものとするに至った。

IV. チャールズ一世の治世と祈祷書の廃止

(1) 一六二五年に即位したチャールズ一世は、カトリックのフランス王女アンリエット・マリーと結婚して親カトリックを示しただけでなく、アルミニウス主義者のウィリアム・ロードをロンドン主教（二八年）、カンタベリー大主教（三三年）として取り立て、ロードを通して専制的政治を展開、それを批判するクックらの権利請願（二八年）には一一年間にわたる無議会政治（一六二九―四〇）をもつてこたえた。この間チャールズ一世は三三年にスポーツの書を再公布、三七年にはロードの手になる祈祷書をスコットランドに押し付け、国民契約（三八年）、主教戦争（三九―四〇年）を招くこととなった。その結果が彼の没落となる、短期・長期議会の開催である。

(2) 長期議会においては政治・教会にかかわるもろもろの苦情、批判が取り上げられ、その一環として祈祷書問題が早くも一六四一年春から貴族院の小委員会で、秋からは庶民院を中心に議論された。その後議会ではしばらく中断があったが、その間議会の諮問機関として召集されたウェストミンスター神学者会議が「礼拝指針」について取り組み、議会に提出した。これを受けて議会は一六四五年一月に議会条例によつて祈祷書を廃止し、その代わりに「公的神礼拝の指針」を定めるに至った。その序文の前半において、ピューリタンたちの祈祷書に対する簡潔な評価と長年にわたる祈祷書への批判の理由が見事に要約されている。それは以下の通りである(一)と数字は筆者が便宜上付した)。

〔1〕 幸いなる宗教改革の初めに、われらの賢明で敬虔な父祖たちは、彼らがその頃、御言葉により、無益で、誤りに満ち、迷信的、偶像崇拜的であることを発見した、公的神礼拝にある多くの要素を除去するため、礼拝規程(オーダー)を作ることに努めた。当時作られた『祈祷書』を、多くの信仰深く学識ある人々が大いに喜んだのもそのためである。それというのも、ミサ、およびミサ以外の、ラテン語による礼拝の部分が大いに止されて、公的礼拝がわれら自身の国語で祝われ、多くの一般の人も、以前には彼らにとつては封印された書物同然であつた聖書が、彼ら自身の国語で朗読されるのを聞くことにより、益を受けることができたからである。

〔2〕 とはいえ、長く悲しい経験は次のことを明らかにしている。すなわち、英国教会で用いられている礼拝様式は(その編集者たちのあらゆる労苦と信仰的意図にもかかわらず)、国内の信仰深い人々の多くにとつてのみならず、海外の改革派諸教会にとつても、つまずきとなつていくということである。なぜなら、すべて

の祈りを朗読することを要求することは言うまでもなく（それは重荷を非常に増大させた）、その礼拝様式の中に含まれる多くの無益で煩わしい儀式が、多くの信仰深い牧師と人々から神が与え給う諸規定を奪うことにより（彼らはそれらの儀式に服従もしくは同意せずには、神の規定の享受を許されない）、また、それらに従うことができない彼らの良心をかき乱すことにより、多くの悲惨を引き起こしてきたからである。このようにして、さまざま良いキリスト者が、主の聖餐台から遠ざけられてきた。また、種々の有能で忠実な牧師たちが、彼らの牧師職の遂行から締め出され（忠実な牧師がかくも少ないとき、それは何千もの魂を危うくすることにほかならない）、彼らの暮らしは破壊されて、彼らと彼らの家族はどん底に突き落とされてきた。高位聖職者とその一派は、ただ祈祷書以外に、われらの間には他の礼拝あるいは神賛美の仕方がまるで存在しないかのように思われる程度まで、祈祷書の評価を高めようと懸命に努めてきた。これは御言葉の説教をひどく妨げ、（いくつかの所では、ことに最近）説教を不必要なものとして、あるいはよくても、祈祷書の朗読にはるかに劣るものと見て、顧みない結果をもたらした。この祈祷書は、そのような礼拝に喜んで出て、唇を動かすだけで、救いに至る知識と真の敬虔については無知で不注意なまま、かたくなになつてしまっている、多くの無知で迷信的な人々により、偶像以外の何ものでもなくされたのである。

[3] 一方、教皇主義者は、祈祷書は、彼らの礼拝とほとんど違わない、と誇らしげに言った。そうして彼らは、迷信と偶像崇拜にすっかり凝り固まり、自分たちを改革することに努めるよりも、われらが彼らのところに戻ることを期待するようになっていた。彼らのこのような期待は、以前の諸儀式を課すことは正当であるという言い分によつて、新しい儀式が教会に日々押しつけられたために、最近とみに高まったのである。

〔4〕 さらにその上（これは予想されていなかったが、しかしすでに起こっている）、その礼拝様式は、一方において、われらの主イエス・キリストが、牧師職に召したもうすべてのしもべに喜んでお与えになる祈りの賜物を用いようとせず、ただ他の人々から手渡された決まり文句の祈禱文に満足するような、怠惰で少しも啓発的でない牧師職を生み出し、増加させてきた。また他方において、その礼拝様式は、教会においてこれまで（それが存続させられるなら、いつまでもになろう）際限のない闘争と論争の的であり、そうした時代に迫害され沈黙させられてきた多くの信仰深く忠実な牧師にとつても、牧師を志す人にとつても、一つのわなであつた。そのため彼らのうちの少なからぬ人が、牧師職をひたすら考えることから他の研究にすでに進路を変えており、これからさらに多くの人がそうなるのではないかと思われる。しかも、神が御自身の民に、誤謬と迷信を発見し、敬信の奥義についての知識と、説教と祈りの賜物とを獲得する、よりよい手段を一層お与え下さっている、いまこのような時代においてそうなのである。

V. チャールズ二世祈禱書（一六六二）とピューリタン

（1） 一一年にわたる（一六四九—一六〇）共和制が混乱の内に幕を閉じ、フランスのルイ十四世の下に亡命していたチャールズ二世が即位し王政復古が成ると、それまで抑圧されていた主教制国教会支持派は息を吹き返し、祈禱書礼拝の回復に全力を傾けた。一方ピューリタン側は、ハーグ滞在中のチャールズ二世のもとに赴く議会の特命委員たちにレノルズ、カラミー、ケイス、マントンらを随行させ、自分たちの主張を国王に非公式に伝えた。すなわち、①祈禱書は長く使われていない、②多くの人は祈禱書について聞いたことがなく、全く別の公的礼拝の方法に

なじんでいる、③王が王室礼拝堂で厳密な形でリタージェーを用いないことが国民の期待と一致する、といったことである。

チャールズ二世は主教神学者たちとも会見したが、両派の神学者たちとの会見のあとブレダにおいて出した宣言においては、主教制に関して以外はほぼピューリタンの要求を受け入れることを明言した。宣誓、同意署名を要求せず、リタージェーについては自由裁量とし、規定された儀式については強制しない、その他のことである。かくしてピューリタンの側は国王への感謝と従順の意を表し、国王の帰国を待った。

(2) 帰国するやいなやチャールズ二世はピューリタンの期待に反して王室礼拝堂でリタージュカルな礼拝をさざげたが、しかし、礼拝問題を解決するため主教派、「長老派」(ピューリタン派)の頃からピューリタンのほぼ同義語として長老派が用いられるようになった)双方を集めて会議を開くことを約束した。そこでロンドンの長老派はレノルズ、ワース、カラミーが起草した報告書にアッシャー大主教の主教制還元論を添えて提出した。そこで彼らが主張したことは、①リタージェー、あるいは礼拝式は、内容が神のみことばに一致し……他の改革教会のリタージェーとかけ離れておらず、あまり厳格に課されたり、牧師がそれに拘束され過ぎずに祈りと奨励の賜物を用いることができるかぎりには合法的である、②祈祷書の中の修正を要する点については、双方の穩健な神学者たちができるだけ聖書の言葉を用いて改訂する、③神礼拝の中で単に事情によるもの、あるいは「人間のさまざま活動や団体と共通の事情」については「自然の光と人間の思慮によって定められるべきである」(ここは、ほぼウェストミンスター信仰告白一・六と同一である)、④聖餐においてひざまずくこと、人間が制定した聖日押し付けないこと、サープリス、十字の印、イエスの名でおじぎをすること、祭壇を作り、それに向かつておじぎをすることなどは廃止すべきである、などである。

(3) こうしたピューリタンの提案の写しを入手した主教たちは、それを逐一検討し、祈祷書を全面的に擁護するとともに、国王が望めばその見直しを行う用意はある、しかし、幾人かの私人の要求で教会の公的平和と統一を危うくすべきではなく、またいったん譲歩するとかえって不満をつのらせ、不穏な人々が更に要求を出してくる恐れがある、とした。

このように双方の主張が対立する中、チャールズ二世は、一六六一年三月二五日、リタージェー改訂を検討する神学者たちの委員会を任命する委任状を發布した。いわゆるサヴォイ会議 (The Savoy Conference) である。この会議に召集されたのは、ヨーク大主教フリーエン、ロンドン主教シエルドン、ダラム主教カズンら主教派神学者計一二名 (全員主教) と、ノリッジ主教に就任していたレノルズ、ケンブリッジ大学セント・ジョンズ・カレッジの学寮長タックニー博士、オックスフォード大学欽定神学講座教授コナント博士、マントン博士、カラミー、バクスターら長老派神学者計一二名、それぞれの側に補佐役の九名の神学者、計一八名、合わせて合計四二名であった。会合の場所はロンドン主教の住居となっていたサヴォイ・ホスピタル、期間は四月から七月までの四ヶ月間であった。

(4) かくして四月一五日に開始された会議の冒頭、ロンドン主教ギルバート・シエルドンは、会議開催を要求したの
は長老派神学者側であるとして彼らに祈祷書に対する異論を文書によつて提出するよう求めた。そこで長老派はバクスターを中心に期間中に会合を重ね、その結果、バクスター自身の挨拶の言葉を添えて長文の意見書 (paper) を提出した (長大かつ詳細な意見書の概要は、後出の参考資料を参照)。この意見書は、「あまりに完全なリストで、戦術としては誤りだった」(ニールとウィロビー) とか、「以後ノンコンフォーミティ神学の鉱山となる著作を

著した学問、鋭敏、敬虔に富む人々が見出した欠陥の詳細すべてを含んでおり」「現在の形の祈祷書が作られたとき、それに反対して出されたものとしてこれらの異論は興味深い」（プロクターとフリーア）と言われているものであるが、我々としてはピューリタンの一〇〇年にわたる祈祷書批判の全面的な総括として記憶されねばならないと考える。

(5) 長老派側の意見書に対して主教側は長文の反論と、祈祷書について認めてもよい変更を二〇項目弱列挙してこれを回答とした。これに対しバクスターは再反論を試みた。更に主教カズンが、祈祷書の中で神の言葉に反すると見なすものと、ただ不都合として反対するものとを区別すべきだとしたのに対し、バクスターは、前者としては以下の八点があると答えた。すなわち、①牧師は十字の印を用いずに洗礼を授けることが許されない、②牧師はサープリスを着用せずに務めが果たせない、③ひざまずかない人は聖餐にあずかれない、④牧師は洗礼を受ける幼児すべてが聖霊により再生すると明言しなければならない、⑤ふさわしくない人にも聖餐を授け、またふさわしくない良心に感じている人にも彼らの意志に反して授けねばならない、⑥ふさわしくない人にも罪の赦しを与えねばならない、⑦埋葬した故人すべてに対して牧師は礼を言わねばならない、⑧祈祷書、聖職按手式文、三十九箇条は神の言葉に反しないと同意署名しない人は説教者になれない、である。

サヴォイ会議の最後の一週間は、ただ一つのテーマ、聖餐式においてひざまずく問題について議論が続けられ、最後の日七月二四日にバクスターが反論の文書を提出して終わった。こうして四ヶ月にわたるサヴォイ会議は、平行線をたどったまま、祈祷書改訂の方向を双方が一致して打ち出すことはできなかつた。

(6) この直後の六月二五日、庶民院においてサヴォイ会議の議事の報告が取り上げられ、祈祷書改訂のための委員会

が任命された。早くも七月九日には暫定的に一六〇四年のジェームズ一世祈祷書を付した祈祷書統一法案が作られ、一月二日に再開した聖職者会議では祈祷書の改訂を指示する国王書簡が朗読され、これに基づき主教委員会が任命された。主教委員会が用意した案（以前から準備が進められていた）は一月二三日には会議下院に送られ、結局、改訂祈祷書は一六六一年二月二〇日に南部聖職者会議両院の採択、同意署名を得ることとなった。これがチャールズ二世祈祷書である。これを受けて貴族院は一六六二年一月四日、前年七月九日に庶民院で成立していた祈祷書統一法の検討を開始、結局六二年五月九日に国王の同意を得て法案は成立した。この間議会両院では前年一月二〇日に聖職者会議で採択された改訂祈祷書自体には手を加えず、これをジェームズ祈祷書（一六〇四）の代替物としたのである。

(7) 改訂に当たってテキストとされたのはエドワード第二祈祷書（一五五二）で、これに加えられた変更は約六〇〇箇所にもわたった。これらの変更の中には、聖書引用はすべて欽定訳（一六一一）からとしたこと、聖餐においてひざまずく問題についてはブラック・ループリックを修正して採用しつつ、*corporal presence* の代わりに *real and essential presence* を用いて *real presence* の教理を保持したこと、再洗礼派からの改宗者のための成人洗礼式、植民地の異教からの改宗者のための洗礼式、貿易、海軍の働き拡大に伴う航海中の礼拝のための式文の追加など、重要なものもあるが、大部分は細かな字句の変更、ループリックの明瞭化などである。とはいえ、長老派（ピューリタン）にとつては改めていら立ちを覚えさせられる、*congregation* を *church* と変えたり、*bishops, priests, deacon* などの用語を再使用したり、更には経外典の「ベルと竜」を曆に戻すなどの変更も含まれていた。

いずれにしてもチャールズ二世祈祷書（一六六二）においては、ピューリタンがエリザベス祈祷書（一五五九）以来問題としてきた、ひざまずいての聖餐、洗礼における十字の印、結婚指輪、受洗直後に死ぬ幼児についての宣

言、病人に対する罪の赦し、経外典の使用、嘆願および洗礼・結婚・埋葬などの式次第に見られるさまざまな非聖書的表現はおおむねそのままだった。

(8) 一六六二年五月一九日に成立した祈祷書統一法 (13&14 Charles 2, Cap. 4) は、この改訂祈祷書を徹底した厳格さをもつて全聖職者、全国民に義務付けたのである。法の長さはエリザベス統一法の約二倍、病气その他の理由で統一法への同意署名をできなかった聖職者のための補足法 (15 Charles 2, Cap. 6) を入れると約二・三倍に達する。新統一法はエリザベス祈祷書以来の教会の礼拝の歴史、祈祷書の意義を述べたあと、全国の全聖職者にすべての礼拝における本祈祷書の使用を命じ、続いて一六六二年の聖バルテミー祝日 (八・二四) 以前のいずれかの日曜日に会衆の前で祈祷書使用への「心からの承諾と同意」を宣言し使用するよう求めている。その期限までに実行しない者は免職、以後聖職禄に就こうとする者は必ず実行すること、副牧師 (curates) をもつ聖職禄所有者は少なくとも月に一度は自らが祈祷書礼拝を執り行うこと、そうしない場合は一回に付き五ポンドの罰金を課し、一〇日以内に支払わなければ家財を差し押さえて売却すること、更に、首席司祭はじめ主教座聖堂関係者、学校や施設、私邸、大学の長、フェロー、チャプレン、チューター、教授、講師など全員、全牧師、聖書講師、私的・公的場所で教える全教師、もしくは五月一日以降にそうした職に就く者全員に、いかなる口実によつても国王に対して武器を執らぬこと、法で定められたイングランド教会のリタージェーに服すること、自らも他のいかなる人も、教会あるいは国家の統治を変えようとするいわゆる厳粛な同盟と契約に拘束されないこと、それは不法な宣誓であり、我が国の法と自由に反して臣民に押し付けられたものである旨を宣言する文書に同意署名しなければならぬこと、そうしない者は直ちに免職とすること、等々が事細かに規定されている。

(9) こうした厳しい罰則規定にもかかわらず、神の言葉と良心に聞き従おうとする約二〇〇〇人のピューリタン牧師たちは「告別説教」(Farewell Sermons) によって愛する教会区教会を去り、国教会の外に出るに至った。いわゆる大追放 (Great Ejection) である。このような歴史を通して我々は、この「礼拝統一」を図る法、ひいては祈禱書は単に教会内の礼拝様式や儀式にかかわるものではなく、国家、政治、社会の在り方に深くかかわるものであることを改めて確認するのである。

VI. 非国教徒と祈禱書

(1) 大追放 (一六六二) 以後、非国教徒となったピューリタンの多くは宗教的信条から言えば「長老派」、「会衆派」であったが、いずれも、先に定められていた自治体 (一六六一) に加えて、秘密集会禁止法 (一六六四)、五マイル法 (一六六五) などのいわゆるクラレンドン法の下にいばらの道を歩まねばならなかった。一六七二年のチャールズ二世による信仰自由宣言 (寛容宣言) によって彼らはひと息ついたものの、翌七三年には議会議院の決議の結果国王は信仰自由宣言を撤回せざる得なくなつたばかりか、議会はすべての公職に就く者を国教徒に限定する「審査法」(Test Act) を成立させ、かくして非国教徒の苦難は続くこととなつた。晩年におけるチャールズ二世の一層のカトリック傾斜、一六八五年に即位したジェームズ二世の公然たるカトリシズム、八七年、八八年の信仰自由宣言 (寛容法) はイングランド教会内外の多くの人々を混乱、対立、グループ形成に追いやつたが、非国教徒の場合も例外ではなかつた。こうした一連の国家、社会の混乱、不安に一応の終止符を打つたのが一六八九年の名誉革命であり、同年五月の寛容法 (Toleration Act)、同年一二月の権利章典であつた。

(2) この間イングランド教会の中には、非国教徒となった人々が国教会に復帰できるようにする（いわゆる包括（comprehension）条件を模索する人々がいた。すなわち、ティロットソン、ステイリングフリートなど、いわゆるラティテューデイナリアンである。すなわち、彼らは一六六八年に非国教徒の有力な指導者で、包括策に乗る可能性を検討していたベイツ、マントン、バクスターと包括の条件をめぐって協議したが、結局、議会庶民院の強い反対で頓挫した。同様の包括の試みは一六七三年、七五年にも相次いで実らず、ティロットソンは一時身を引くこととなった。ステイリングフリートはなお努力を継続し、一六八一年には①祈祷書中のサープリス使用、十字の印、代父母の誓い、ひざまずいて聖餐を受けること、聖書日課中の経外典の句などは司式者が変更したり選択する自由を認める、②同意署名は三十九箇条中の三六の箇条にのみ対して行うことを許す、という提案を行つたが、非国教徒側が受け入れを拒んだ。

(3) 一六八九年名譽革命によってオランダから来英したウィリアム王と主教たちは、非国教徒を国教会に包括する方針を採り、一六八九年九月一七日には「イングランド教会の良き秩序と教化、一致」と「可能な限り、あらゆる相違を解決するため」、リタージーと教会法規（Canons）の改訂を検討する委員会が聖職者会議によって任命された。特命委員は一〇人の主教と二〇人の神学者、計三〇名であるが、神学者の中には先のティロットソン、ステイリングフリートも含まれる。彼らが用意した意見書は祈祷書全体にわたるもので、その要約だけでもプロクターとフリアの書物一二頁余となり、委員会がチャールズ二世祈祷書に加えた修正は五九八に及ぶ。これが正式に取り入れられていたならば、一六六二年のチャールズ二世祈祷書以来の大改訂となっていたであろう。しかしながらこの意見書は、聖職者会議下院における国王と主教たちの包括政策への強い反対を考慮して正式に提出されることなく

終わった。かくしてすべての包括策は実を結ばず、結局、一六八九年の寛容法の成立となった。これによって、国教会は国教会、非国教徒は非国教徒としてそれぞれ我が道を行くこととなったのである。

(4) しかし、非国教徒に対する差別が解消したわけではない。自治体法(二六六一)、審査法(一六七三)が依然として有効であり、非国教徒は国王への忠誠と国教会への従順のしるしとして少なくとも一度は国教会の祈祷書通りの聖餐にあずからないかぎり一切の官職に就くことはできなかったからである。非国教徒の間では、便宜上、法に従って最低限一度は国教会で聖餐を受けて官職に就き実質上は非国教徒の生活を続ける、という在り方が起こってきた。*Occasional Conformity*と呼ばれたものである。これを妥協として厳しく批判するダンエル・デフォー(『ガリヴァー旅行記の作者』)のような非国教徒もいれば、順応策として支持するジョン・ハウ(一七世紀末当時最大の非国教徒牧師、神学者)のような人もいた。他方、議会、国教会の間にも、便宜的国教徒を容認してでも非国教徒を反体制に回らせるべきではないと考える人々と決して容認すべきでないとする人々がいて激しい論争が続いた。

(5) このような中で出版された重要な書物の一つが、『ノンコンフォーミティーの歴史』(一七〇四)である。匿名で出された本書の副題は「一六六一年に双方の特命委員らによって論じられ述べられたもの」であり、それがさきのサヴォイ会議にかかわる文書を収めたものであることを冒頭で明らかにする。含まれているものは、①長老派牧師たちにより国王チャールズ二世に提出された、イングランド教会の規律と儀式に関する二通の提案書、②主教たちに対する彼らの平和を求める請願、③彼らの、リタジー改革、④祈祷書の検討のため双方の特命員が進めた討議の説明、国王の任命書を冒頭に付して、⑤リタジーに対する長老派の反対論、⑥双方の特命委員の間で交わされ

た賛否両論の文書、⑦リタージェーには何ら罪深いものはないと証明すべく主教派神学者たちによって取り上げられた、サヴォイ会議における諸議論の真正な写し、⑧特命委員に任命された長老派牧師による討論と国王への請願の説明、⑨古代教会において受け入れられていた会議制「教会」政治の型への、大主教アッシュヤーの主教制還元論―長老派はそれに服すると申し出た、⑩一六四一年に大主教アッシュヤー、リンカーン主教、およびイングランド教会の他の幾人かの神学者の討議／教会の教理と規律における新奇な変更点 (Innovations) について／双方の特命委員の間での議論において言及された、祈祷書についてのさまざまな考察、の一〇文書であった。

(6) これらの文書を編んで出版した目的を、編者は序文においてこう述べている。すなわち、「不幸なことにこのところ国教会人と非国教徒の論争が再燃しているが」、これらの文書を読めば、「長老派(その数、質、外国のプロテスタント諸教会との一致の点で、圧倒的に最も考慮すべき非国教徒である)は、イングランド教会とほとんど異なるらないこと」、そして「神礼拝のための公的集会に関して」彼らの間を分離させようとするのは「我が国を専横な政治の下に置こうとする、悪どい政治家たちの悪辣な陰謀と、ローマとの和解を一貫して目指して来た迷信的な国教会人の頑迷固陋以外の何物でもない」ことが分かる、というのである。続いて編者は、以上のことは以下の事実を考えられる人には明瞭だと言う。すなわち、①昔のピューリタンが国教会の交わりの中に引き続き存在する、②論争点において初期のプロテスタント主教たちの少なからぬ人が持っていた穏健さ、③その早逝で後退させられ妨げられたエドワード六世による宗教改革、④論争点を少なくしようとする、女王エリザベス治世下の議会その他における努力、⑤国王ジェームズ一世、国王チャールズ一世治下における、穏健な主教とピューリタンの間に存在した良き理解、⑥八、九名を除けば全員コンフォームが可能な牧師であった神学者たちの、ウエストミンスターにおける会議(ウエストミンスター神学者会議)の討議、⑦国王チャールズ二世治下、教皇制と専横な権力の伸張に反

対する議会によって、非国教徒に対して緩和 (moderation) のために尽くされた努力、そして⑧さきの幸いなる革命 (「名誉革命」) 以来の、議会法によるその実際的な達成、である。

(7) そして編者は、「一六六〇年七月二七日の貴族院における演説で国王が明言している通り王政復古は主として長老派のお陰だから」、彼らの排除を図った高教会派は誤っており、また「革命以後も寛容法にもかかわらず長老派が従来通りの取り扱いを受け、Occasional conformity をめぐっては高教会派からのみならず彼ら自身の中の厳格派からも偽善者として非難されている」のは不当だと述べる。そして編者は、Occasional Conformity で問題の焦点となっていた聖餐式について、長老派の立場への誤解と偏見を解くことを試みる。彼によれば、①「非国教徒はイングランド教会の礼拝様式よりも自分たちの礼拝様式をより好ましいとして選ぶが、いかなる場合であれ国教会との交わりを不法と論ずることはない」、②「長老派が、主の晩餐の際ひざまずくことをそれ自体不法と主張したことは決してないことはよく知られている。……全実体変化説を支持しているように見え、事実、教皇主義者により……キリストの現実の体と血という観念の下、品を崇敬するしるしとして用いられてきたために、長老派はひざまずいて聖餐を受けることに反対したのである」、③「長老派がひざまずいて聖餐を受けるといふのは全実体変化説への信仰からではないとしたルーブリックをエドワード六世祈禱書から除いたことに不満だったことはよく知られているが……それは多くの穩健な国教会人も同様だった」というのである。

序文におけるこうした編集の非国教徒 (長老派) の立場、特に彼らの祈禱書との関係の擁護と本書の出版にもかかわらず、一七一一年には便宜国教徒禁止法 (Occasional Conformity Act) が成立し、国教会と非国教徒の細い公的な絆は断ち切られた。確かに、この法律は施行されたものの非常に強い反対があり早くも一七一九年には廃止されたが、我々が見てきた『ノンコンフォーミティの歴史』(一七〇四) のような、何とかして国教会と非国教徒

の間の距離を縮めようとする本はほとんど姿を消すことになったのである。

結論——ピューリタニズムによる祈祷書批判の特質

(1) 批判の対象

我々はこれまで、エリザベス朝初期から名誉革命に至るまでのピューリタンによる祈祷書批判の歴史を概観した。そこにおいて我々がまず注目すべきは、彼らが「祈祷書」という概念、あるいは存在そのものに反対したことはない、という事実である。ヘンリー八世の下宗教改革を成し遂げて以来、国教会としてのイングランド教会において全国共通の礼拝をささげるため同一で、しかも英語の礼拝書を制定することが望ましいという観念は、ヘンリー八世はもとより克蘭マー、リドリらほとんどの宗教改革者、そしてピューリタンによっても共有されていた。長期議会により祈祷書が廃止されて代わりにいわゆるウェストミンスター礼拝指針が採択されたときも、これは「公的神礼拝の指針」として、全国すべての教会において実施されるべき共通の礼拝を導くものとなることを意図されたものだった（同じくフランクリフト騒動の場合も、ジョン・ノックスはエドワード第二祈祷書に強く反対しはしたが、それはジュネーヴ的な礼拝式を採りたいということであつて、ノンリタージカルな礼拝を考えていたわけではない）。

ピューリタンが一三〇年間にわたり批判の目を向けたのは、祈祷書という存在そのものではなく、第一義的には、祈祷書に記された具体的事項であり、批判の対象は最初から最後までほぼ変わらなかった。我々が見てきた通り、それらは、例えば、洗礼の際に用いる十字の印、聖餐をひざまずいて受けること、結婚指輪、あるいは聖職者の従来の祭服、

などであつた。国王、国教会当局、アングリカンにとつてはきわめてささいであり、中立事項、あるいは良き習慣と思われたこれらのことに、なぜピューリタンがあれほどこだわり反対したのか。それは、それ自体としてたとえどれほど中立的であつたり、良い習慣と思われるものであつても、それらがローマカトリック以来のもので、カトリックの教理に基づいて実施、実践される場合、そうした礼拝は神の言葉である聖書に従つた、神に喜ばれる礼拝とは決してならぬ、と考えたからである。そこで、ローマ的洗礼の教理、秘跡としての結婚と聖職独身制という教理の下での指輪、全体変化説に基づく聖餐の仕方、ローマ的聖職者・教会観、といった残滓を祈祷書の中に認めたピューリタンたちは、御言葉によつてそれらを一掃して、Reformed Church of England にふさわしい礼拝をささげたいと願つたのである。ピューリタンにとつて、宗教改革によつて生まれた教会は勝利の教会ではなく戦闘の教会であり、ecclesia reformata semper reformanda（改革された教会はつにに改革され続ける）は単なる人間のモットーではなく、神の真理だったのである。

一六、七世紀におけるピューリタンの祈祷書批判の徹底性と継続性は、イングランドとイングランド教会が置かれた歴史的コンテクストから一層よく理解しうるのであろう。すなわち、宗教改革以降ローマカトリック教会は、いわゆる「対抗」宗教改革を全ヨーロッパ、全世界において展開し、イングランド教会の命運はその最大関心事の一つだったのである。イエズス会創立（一五三四）、トレント公会議（一五四五—一五六三）、エリザベス破門（一五七〇）、スペイン無敵艦隊来襲（一五八八）から三十年戦争（一六一八—一六四八）を経て名譽革命期まで（実際にはそれ以降も）、ローマカトリック教会は単に宗教組織ではなく、一大地上勢力であつた。従つて、ピューリタンが祈祷書にその残滓を見るローマ教会は、単に教理、神学上の観念的なローマ教会ではなく、現実のローマカトリック教会およびヨーロッパにおけるカトリック列強であつた。ピューリタンにとつて残滓は、ささいのものであるどころかカトリック的なもの全体を象徴し、イングランド教会とイングランドをいかなる教会、国家として形成するかという根本問題にかかわる生命

的なものだったのである。

(2) 同意署名の問題

祈祷書は、厳しい罰則規定を伴う祈祷書統一法によって全国民にその遵守が義務付けられた。しかし、神の言葉である聖書に基づくかぬ単なる人間的な制度、慣習と見なした、ローマカトリック的要素が多く入っている祈祷書を用い、その規定の通りに礼拝を執り行うことは、ピューリタン牧師にとつては良心的にまことに困難な業であった。我々がさきに歴史を概観したとき留意したように、牧師たちは祈祷書への支持とその遵守を同意署名をもつて誓約することが義務付けられ、王政復古時には更に、教会の全会衆の前で公に言明することまで求められた。

この祈祷書の受け入れと遵守に対する同意署名に関して我々は、二つの点に注意しなければならない。第一に、聖職者に対する祈祷書の義務付けは、統一法という国家の法によつてのみならず、バンクロフトの《教会法規》(一六〇四)以来、教会固有の法によつても厳しく課せられたというのである。確かに統一法はその罰則規定により、同一の違反について世俗の法廷と教会の法廷により重複して処罰されることはないとしていたが、中世以来の両管轄権の関係あるいは境界はしばしばあいまいであり、結局は、王や有力者の支持の有無によつて決定されることも多かつた。一七世紀前半、星室庁裁判所、高等宗務官裁判所が恣意的権力を行使したのは、その象徴的例である。

第二に、祈祷書に対する同意署名はそれだけに止まらず、国王至上権、主教制、三十九箇条の承認と従順の誓約、更に王政復古時には、内戦と共和制に対する反省から、国王に対していかなる口実をもつても武器を執らないこと、かつて同意署名した厳粛な同盟と契約の全面的否認、と結び付けられていた。祈祷書と一体となっていた礼拝統一法や祈祷書序文がかかる方向を明確に打ち出している限り、祈祷書への同意署名を祈祷書にかかわるものとしてだけ考えるこ

とは不可能であった。従って、チャールズ二世祈祷書に署名することは、さきに見たウェストミンスター神学者会議の「公的神礼拝の指針」の序文の内容を完全に否認することであり、その意味で多くのピューリタンにとつて良心的に受け入れがたいことだったのである。

(3) 批判の根拠

ピューリタンは、神の言葉である聖書が信仰と生活の規準であると主張する、という意味において聖書主義者(Biblicist)であった。カトリック的残滓を含む祈祷書に対する彼らの批判も、かかる祈祷書に対する同意署名の強制への批判も、すべてピューリタンの神の御言葉への服従から来ていた。しかし、彼らの聖書主義もそれに基づく御言葉への服従も、しばしば劇画的に単純化されるものではなかったと言わねばならない。

この点を明らかにするために我々は、この半世紀にわたってピューリタンの礼拝に関する代表的な研究書として知られる、ホートン・デーヴィスの『イギリス・ピューリタンの礼拝』(The Worship of English Puritans, 1948¹, 1997²)の第一章「イギリス・ピューリタニズムの本質」と第二章「改革派的礼拝の神学」を取り上げる。

デーヴィスは、第一章において、アングリカン礼拝の美しい儀式と装飾に比してピューリタンの集会所 (meeting-houses) と礼拝は殺風景であったことを指摘し、その違いは前者のルーツがルターであったのに対し、後者はカルヴァンだったと言う (p.12)。第二章においてデーヴィスは、ルターは「聖書によつて特に禁じられていないもの」は礼拝の中に採り入れようとしたのに対し、カルヴァンは「聖書において神によつて定められているものだけ」を採り入れようとしたところに根本的な違いがあったとして、第一章の議論を補足する (p.16)。以上の議論はきわめて明快ではあるが、相当に問題であるように思われる。なぜなら、第一に、アングリカンの礼拝とピューリタンの礼拝の違いをアン

グリカンの「教会」とピューリタンの「集会所」にデーヴィスは見るが、彼が第八章で扱う分離主義者の集会所はともかく、一六、七世紀のピューリタン牧師の大半は少なくとも大追放までは国教会の教会区教会において務めを果たしていたからである。また、第二に、通説通りデーヴィスは、アングリカンの代表であるリチャード・フッカーにとつて「聖書は教理および、祈り・賛美・御言葉の宣教、洗礼と主の晩餐の二つの聖礼典といった傑出した規定においては権威を持つ。しかし、礼拝を整えるための詳細においては、聖書は決して権威を持つよう意図されてはいなかった。時間、事情、儀式は古来の証明済みの知恵と正しい理性の使用に従い、教会を治める者たちによって正しく決められるべきである」ということだったとする(p.4)。しかしながら、フッカーと異なりピューリタンは聖書をあらゆることについて権威的とする、とデーヴィスは言う(p.6)。従つて論理的帰結としてデーヴィスは、ピューリタンは、「礼拝の間、事情、儀式」まで聖書から引き出す、と言っていることになる。

しかし、このような分析は果たして真実か。ピューリタンの神学を最もよく体現しているウェストミンスター信仰告白(一六四六)は、第一章「聖書について」の第六節において、「御自身の栄光、ならびに人間の救いと信仰と生活に必要なすべての事柄に関する神の計らいの全体は、聖書の中にはっきりと書き記されているか、それとも、正しく必然的な帰結により聖書から導き出されるか、のいずれかである。……また、神礼拝と教会の統治に関しては、常に守られるべき御言葉の一般的原则に従いつつ、本性の光とキリスト教的思慮によつて定められねばならない、人間のさまざまな活動や団体と共通の事情が存在すること、を認める」(松谷訳、一麦出版社)、と明確に述べている。

つまり、ピューリタンが、聖書が神の言葉としてすべてのことに対して権威があると言う場合、それは、①「御自身の栄光、ならびに人間の救いと信仰と生活に必要なすべての事柄」についてであり、②聖書に教えられていると言うとき、それは「聖書の中にはっきりと書き記されている」場合と、「正しく必然的な帰結から導き出されると言うとき、③「神礼拝と教会の統治に関しては」、「常に守られるべき御言葉の一般的原则」と「本性の光とキリスト教的思

慮」の両方によつて定められる、ということなのである。従つて、フッカーらアングリカンとピューリタンの、礼拝や教会政治に関する聖書の權威をめぐる違いは、アングリカンが、聖書に明らかに記されていない事柄の場合、単に「古代からの証明済みの知恵と正しい理性の使用によつて」教会を治める者が決めることで満足するのに対し、ピューリタンは、あくまでもそれが「常に守られるべき御言葉の一般的原则」に従っているかどうかを、聖書の導きを祈り求めつつ（次節の「自由の精神」を参照）徹底して問うところにあつたのである。ピューリタンの聖書主義は決してデーヴィスが描くようなものではない、と言ふべきである。

(4) 自由の教理

ピューリタンの聖書主義は、靈によらない文字への拘泥ではなく、「御言葉により、御言葉と共に、わたしたちの心の中で証しなさる聖霊」（ウエストミンスター信仰告白一・五）、「聖書において語つておられる聖霊」（同一・一〇）に對する信仰に基づくものであつたから、彼らの祈禱書批判と祈禱書強制に對する抵抗を、彼らの深い敬虔と切り離して考えることはできない。彼らの公的、私的礼拝によつて培われた聖書の敬虔こそが、祈禱書に對する建設的批判を生み出したのである。ピューリタンの敬虔は、静寂主義の敬虔ではない。彼らの聖書の敬虔の裏付けは、キリスト者の自由と良心の自由の教理である。それはウエストミンスター信仰告白第二十章、特にその第二節に見事に要約されている。

神のみが良心の主であり、神は、いかなることににおいても、その御言葉に反する、また、信仰や礼拝にかかわる事柄の場合には、その御言葉にない、そのような人間の教説と戒めから、良心を自由にされた。従つて、良心のゆえにそのような教説を信じたり、そのような戒めに従うことは、良心の眞の自由に背くことで

ある。また、理解抜き信仰や絶対的で無批判的な従順を要求することは、良心の自由と、更には理性をも破壊することである。

この宣言全体は、言うまでもなく、ローマカトリック教会の教説と実践に対する根本的批判である。かかる自由の教理がピューリタンによる祈禱書批判の原動力となったのである。

(本論文は二〇一〇年二月二三日に開かれた聖学院大学総合研究所ピューリタニズム研究会において発表したものである。)

参考文献

A. 資料集

1. Anonymous, *The History of Non-Conformity; As it was Argued and Stated by Commissioners on both sides, in 1661 containing... To which is Prefixed A Preface Relating to Occasional Conformity*, London, 1704
2. Bayne & Gould, *Documents relating to the Settlement of the Church of England by the Act of Uniformity of 1662*, London, 1862
3. Edward Cardwell, *Synodalia? A Collection of Articles of Religion, Canons and Proceedings, of Convocation in the Province of Canterbury 1547-1717, 2 vols, 1842, republished 1968*

- 4 Frere & Douglas, *Puritan Manifestoes? A Study of the Origin of the Puritan Revolt*, SPCK, 1907
- 5 Gee & Hardy, *Documents Illustrative of English Church History*, Macmillan, 1896
- 6 James Thos. Law, *The Ecclesiastical Statutes at Large*, vol. V in 5 vols, London, 1847

B 祈禱書問題

- 1 The *Alternative Service Book, Morning and Evening Prayer* (1980), *The Order for Holy Communion and the Lord's Supper, Rite A* (1980)
- 2 Edward Cardwell, *A History of Conferences and other Proceedings connected with the Revision of the Book of Common Prayer; 1558-1690*, OUP, 18412, 18493
- 3 The Church of England, *The Book of Common Prayer* (1662)
- 4 Horton Davies, *The Worship of the English Puritans*, 19481, repr. 1997
- 5 Peter King, 'The Reasons for the Abolition of the Book of Common Prayer in 1645,' *Journal Ecclesiastical History*, XXI, 4, 1970
- 6 Everyman's Library, *The First and Second Prayer Books of King Edward the Sixth*, 1910
- 7 Thomas Lathbury, *A History of the Church of England from the Earliest Period to 1742*, London, 1853
- 8 Neil & Willoughby, *The Tutorial Prayer Book*, Harrison Trust, 1912
- 9 Procter & Frere, *A New History of the Book of Common Prayer*, Macmillan, 1902
- 10 Edward Ratcliff, *The Book of Common Prayer of the Church of England? its making and revisions 1549-1661*, SPCK, 1949
- 11 Henry Barclay Swete, *Church Services and Service-Books before the Reformation*, SPCK, 1896

C 教会史全般

- 1 Cross & Livingstone, *The Oxford Dictionary of the Christian Church*, OUP, 19742

2. Horton Davies, *Worship and Theology in England, From Cranmer to Baxter and Fox 1534-1690*, Eerdmans, 1996
3. E. H. Frere, *A History of the English Church in the Reigns of Elizabeth and James I, 1558-1625*, Macmillan, 1904
4. Thomas Fuller, *the Church History of Britain*, vol. II, III, in 3 vols. William Tegg, Edition, 1868
5. James Gardner, *A History of the English Church in the Sixteenth Century from Henry VII to Mary*, Macmillan, 1924
6. W. H. Hutton, *A History of English Church from the Accession of Charles I to the Death of Anne*, Macmillan, 1903
7. Patrick McGrath, *Papists and Puritans Under Elizabeth I*, London, 1967
8. William A. Shaw, *A History of the English Church—during the Civil Wars and under the Commonwealth 1640-60*, 2 vols, Longmans, 1900
9. R. G. Usher, *The Reconstruction of the English Church*, 2vols, London, 1900

D. 日本語文献

1. 青柳かおり『イングランド国教会——包括と寛容の時代』、彩流社、二〇〇八
2. 今橋、竹内、越川監修『キリスト教礼拝・礼拝学事典』、日本キリスト教団出版局、二〇〇六
3. 宗教改革著作集11 イングランド宗教改革Ⅰ、教文館、一九八四
4. 宗教改革著作集12 イングランド宗教改革Ⅱ、教文館、一九八六
5. 塚田理『イングランドの宗教——アングリカニズムの歴史とその特質』、教文館、二〇〇四
6. 浜林正夫『イギリス市民革命史』（増補版）、未來社、一九七一
7. 浜林正夫『イギリス名譽革命史』上、下、未來社、一九八一
8. 浜林正夫『イギリス宗教史』、大月書店、一九八七
9. 松谷好明『ウェストミンスター神学者會議の成立』、一麦出版社、一九九二
10. 松谷好明訳『ウェストミンスター信仰規準——改訂版』、一麦出版社、二〇〇四
11. 八代崇『イギリス宗教改革史研究』、創元社、一九七九

12. 八代崇『イングランド宗教改革史研究』、聖公会出版、一九九三
13. J・F・ホワイト、監訳 越川弘英、『プロテスタント教会の礼拝——その伝統と展開』、翻訳プロテスタント礼拝史研究会、日本キリスト教団出版局、二〇〇五

1552		1559		1549	
〔エドワード第二祈祷書/エリザベス祈祷書〕				〔エドワード第一祈祷書〕	
1	※ 祈祷書統一法	2	序文	5, 6, 7, 9	詩編と聖書日課の表と暦 — それらに関する必要な規則付き
2	序文	10と11	年間を通しての朝の礼拝と夕の礼拝	15	主の晩餐の祝いに用いられる歌 (Introits), 特祷 (Collects), 書簡と福音書と, 年間を通しての聖餐式 — 断食とさまざまな日にふさわしい詩編と聖書日課付き
4	儀式について — なぜあるものは廃止され, あるものは保持されるのか	16	一般にミサと呼ばれた主の晩餐と聖餐式	17	洗礼について, 公的, 私的, 両方の
5	詩編集が読まれるべき順序	19	堅信式について, ここには子供のための教理問答もある。	20	結婚式について
—	朝と夕の祈りのときに唱えらるべき詩編の順序のための表	21	病人訪問式と病人の聖餐式について	22	埋葬について
6	聖書の残りが読まれるべき順序	23	婦人の清めについて	24	一般に灰の水曜日と呼ばれるレント第一日に用いられる諸種の祈りを付した聖書の宣言
7	日曜日と種々の祝日と日のため				
—	朝, 夕の祈りのときにふさわしい詩編と聖書日課†				
—	年間の暦				
9	詩編と聖書日課のための表と暦— それらに関する必要な規則付き				
10と11	年間を通しての朝の祈りと夕の祈りの順序				
13	嘆願				
15	年間を通して聖餐式執行のときに用いるべき特祷, 書簡, 福音書				
16	聖餐式執行の順序				

参考資料A 祈祷書の内容の比較 (1)

1662		1604	
〔チャールズ二世祈祷書〕		〔ジェームズ一世祈祷書〕	
1	祈祷書統一法	1	※祈祷書統一法
2	序文	2	†序文
3	教会の礼拝について	4	儀式について — なぜあるものは廃止され、あるものは保持されるのか
4	儀式について	6	詩編集が読まれるべき順序
5	詩編集が読まれるべき順序	7	種々の祝日と日のため、朝と夕の祈りのときにふさわしい詩編と聖書日課
6	聖書の残りが読まれるべき順序	—	朝と夕の祈りのときに唱えらるべき詩編の順序のための表
7	ふさわしい聖書日課と詩編の表	—	年間の暦 (An Almanack)
8	年間を通しての祝日と断食の表と規則	9	詩編と聖書日課の表と暦 — それらに関する必要な規則付き
9	暦 — 聖書日課の表付き	10と11	年間を通しての、朝と夕の祈りの順序
10	朝の祈りの順序	13	嘆願
11	夕の祈りの順序	15	年間を通して聖餐式執行のときに用いられるべき特祷、書簡、福音書
12	アタナシウス信条	16	聖餐式執行の順序
13	嘆願 (The Litany)		
14	種々の場合の祈りと感謝		

1552	1559	1549	
〔エドワード第二祈祷書/エリザベス祈祷書〕		〔エドワード第一祈祷書〕	
17	洗礼式 — 公的, 私的, 両方の	4	除かれ, あるいは保持される儀式について本書に含まれている事柄のより平明な説明と直接的な執行のための幾つかの注※ ※これらの注は礼拝用品についてのルーブリックに対応する
19	堅信式, ここに子供のための教理問答もある。		
20	結婚式		
21	病人訪問式		
21	病人の聖餐式	1 1549年3月の版では嘆願と執り成しは除かれていたが, その直後加えられた。同年5月と6月の版はいずれもそれらを含んでいる。	
22	埋葬		
23	子供誕生後の婦人の感謝		
24	罪人たちに対する威嚇 — 一年の中でさまざまなときに用いられる幾つかの祈りを付して 〔主教, 司祭, 執事を立て聖別する式文と仕方, 1552〕		
※ 1552年版で1は序文, 礼拝統一法は暦のあとに印刷され, 内容には数えられていない。 † 諸種の祝日と日のための朝と夕の祈りのとき			

参考資料A 祈祷書の内容の比較 (2)

1662		1604	
〔チャールズ二世祈祷書〕		〔ジェームズ一世祈祷書〕	
15	特祷 (Collects), 書簡と福音書一年間を通して聖餐式執行時に用いられるべき	17と18	洗礼式 — 公的, 私的, 両方の
16	聖餐式執行の順序	19	堅信式 — ここに子供のための教理問答もある
17	洗礼式の順序 — 公的, 私的, 両方の	20	結婚式
18	成人のための洗礼式の順序	21	病人訪問式
19	教理問答 — 子供の堅信式の順序付き	21	病人の聖餐式
20	結婚式	22	埋葬
21	病人訪問式と病人の聖餐式	23	子供誕生後の婦人の感謝
22	埋葬 (Burial)	24	罪人に対する威嚇 — 一年のさまざまなときに用いられるべき種々の祈り付き
23	子供出産後の婦人のための感謝		※1637年のスコットランド・リタージェーでは, 祈祷書公認の布告
24	罪人に対する神の怒りと裁きの威嚇あるいは宣言		† 1604年の内容の第二は, ジェームズの布告だが, それは1637年のチャールズの布告と同じではなかった。
25	詩編集		
26	航海中に用いられるべき祈りの順序		
27	主教、司祭、執事の任職の式文と作法		

(Charles Neil & J.M.Willoughby, ed., The Tutorial Prayer Book, London, 1913, pp.4-5)

参考資料 B

バクスターが提出したピューリタン（長老派）の意見書と

主教たちの応答（二六六一）（要約）

A. ピューリタン（長老派）の異論

1. 祈禱書に対する全般的異論 (General Exceptions)

1. リタージェーの祈りと他の内容は、敬虔で学識ある、正統的な人々の間で疑われた問題とされるものを含まないように

↓ 主教たちの答え（教会は神の言葉とカトリック教会にそわないものをリタージェーに入れないように努めてきたので、要求は不当）。

2. リタージェーを作った最初の改革者たちは教皇主義者 (Papists) を交わりに入れようとローマ教会の式文をあまり変えなかつたので、プロテスタントの實質において一致する人々の賛成を得られるようにそのリタージェーを作り直すべきではないか。

3. 牧師と会衆の反復と応答、詩編と讚美歌の交唱（朗読）を除去すること。神礼拝すべてにおいて会衆のために牧師

が任命されている。公的祈りにおいて会衆は沈黙と崇敬の念で加わり、最後に同意を示すのにアーメンと言えはよい。

4. リタニー（連祷）を一つの厳粛な祈りに変えること。

↓3、4に対する宗教たちの答え

祈りの朗読、反復、応答は、長い退屈な祈りよりよい。古代教会の慣習からも分かるように。会衆がHopkinsのに参加してよいとすれば、ダビデの詩編やリタニーにはなぜだめか。

5. レントを宗教的断食として遵守するのを奨励すると取られそうなものは、リタジーに入れない。

↓レントを宗教的に遵守するのは、神の諸教会の習慣。

6. 聖人の日とそれらの徹夜祈禱の宗教的遵守を除くこと。

↓それは教会的なもので神による制定ではないが、聖書と古代に一致する (agreeableである)。

7. 公的礼拝のいかなる部分でも、「祈りの賜物」の行使が全面的に排除されるようなリタジーの押し付けは、あつてはならない。牧師が適宜、その一部を除く分別にゆだねてよい。

↓それはリタジーを無効にし、益よりも悲惨をもたらす可能性がある。

8. 祈禱書には新しい聖書翻訳のみ用いること。

9. 教会では聖書日課のために旧新約聖書以外のものを朗読すべきではない。

↓これは説教の唱導者たちからあしざまになされる議論である。説教が経外典と同じ位優れたものであつたらと切に願われる。

10. 聖晚餐が執行されるとき以外に、聖餐テーブルのところでリタジーのいかなる部分も読むべきでない。

↓不当 (unreasonable) な主張である。全原始教会はそうしていた。さもないと、理性が反対のことを命ずるまで

は古代の習慣を行うようにとの、尊敬すべきニケア会議の golden rule を守らないことになる。

11. Priest や Curate ではなく Minister ぞ、また Sunday ではなく Lord's-day を用いるべき。

↓不当。Priest と Deacon には真の区別があるから。Curate は申し分のないもの、Sunday は古代でも。

12. 詩編歌の訳を修正すること。

13. 時代遅れの語を変換すること。

14. 旧約の一部や使徒言行録の一部を「書簡」などと呼ばず、ありのままに呼ぶこと。

15. 教会の交わりの中にある全員が再生し、回心し、恵みの状態の中にあると想定している言葉遣いとなっているさまざまな式文を改革すること。

↓聖パウロはコリント、ガラテヤ、他の教会に罪を犯している人々が少なからずいるのが分かっているときでも、それらを「キリスト・イエスにあつて聖とされ、召命によつて聖徒とされた神の教会」と呼んでいる。洗礼を受けて神の congregation に加えられているから、自分たちで分離するか、法的な破門で分離されるまではそのような者として認めるべき。

16. 短い幾つもの特禱の代わりに、一つ的方法的で全体的な祈りを。

17. 現在のリタージェーは賛美と感謝の様式において欠陥があるように思われる、一般的な表現が多すぎる……ex. "to have our prayers heard," "to be kept from all evil," "to do God's will"

罪の告白……原罪を明確に言い表すことも、現実罪をそれらの加重と共に十分に数えあげもしない。

準備の祈りが無い——助けあるいは受け入れを求めている。

カテキズム……多くの必要な教理を欠いている。使徒信条においてを除き、キリスト教の essentials の幾つかさえ言及されていない。本来あるべきほど明白でないものもある。

主教たちの答え

- (1) 賛美、感謝は十分にある。
 - (2) 罪の告白などにおける一般的表現——具体的なものによつて本来の意図からはずれる。
 - (3) 反対されている表現は、ほぼ主の祈りの嘆願である。
 - (4) 原罪が洗礼において赦されていないと人々に思わせるような表現を用いるのは、偽りの教理から生まれてくる悪い習慣。しかし、我々の惨めさを告白することにおいて原罪は明瞭に認められている。
18. サープリス、十字切り、ひざまずくこと——さまざまな学識と敬虔に富む人々が是認できない (unwarrantable) と判断したもので、悪の源泉である。
- ↓従順が、品位と秩序について教会の法が求める義務。それぞれのものは擁護でき、課して当然。

II. 祈祷書の個別的部分への異論 (Exceptions against particular parts of the P.B.)

1. 礼拝の場所についての第一ループリックをエドワード第二祈祷書(一五五二)のようにし、祭服、装身具 (ornaments) についての第二ループリックを削除することを望む。
↓主教たちは意見を異にし、前記18に言及。
2. 頌栄 (doxology) を主の祈りに常に加えること、主の祈りはあまりしばしば使用しないこと、グロリア・パトリは朝一度、夕一度だけ使用すること。
3. ループリック「会衆が歌う個所で彼らがよりよく聞けるように、聖書日課は、はつきりとした朗読の仕方に従い、

単純な旋律で歌われるべき、書簡も福音書も同様」

いかなる場合もそれらが歌われるべきとする是認 (warrant) はない。聞こえる声でそれらをはつきり朗読する方が教会の教化に役立つと考える。

↓主教たち——ルーブリックは、はつきりとした朗読の仕方に従って歌うように指示しているのみで、それによって何か不都合があると聞いていない。

4. 経外典からの *Benedicite* (トゴト一三・一〇「選ばれたすべての民よ、主を賛美せよ」) の代わりに詩編ないし聖書の讚美歌を指定すること。

5. リタニーでは *deadly sin, sudden death, all that travel* などの表現に反対。

6. 特祷——(1) クリスマス日のための特祷から 'this day' の語を除くこと。

(2) 他の幾つかは、変えるのがふさわしい内容を含んでいる。

7. 聖餐礼拝

(1) 第一のルーブリック (陪餐しようと思う者は前夜、もしくは朝祷の前、あるいは後に、副牧師に対し自分の名を知らせておくことと指示) は十分でなく「少なくとも前日のいつか」と変えるべき。

(2) 牧師が陪餐者を認めたり拒む十全の権能を持つよう望む。

(3) 十戒朗読中ひざまずくこと、各戒めのあとの嘆願 (*petition*) に反対。後者については代わりに牧師が適切な祈りで終わるのがよいとする。

(4) 説教がより厳格に命じられ、牧師たちがこれから定められようとしている『模範説教集』 (*Homilies*) に縛りつけられないように望む。

(5) 奉献文 (*Offertory*) の二つは経外典的であり、四つは貧しい人への愛より自分たちの牧師に対する会衆

の気前よさを引き出すのに一層ふさわしい、と反対。更に、貧しい人々のための献金 (collection) は陪餐者が離れるときか、その少し前にするのがもつとよいとして、奉献文それ自体に反対。

(6) 奨励 (Exhortation) は聖餐式のとくに朗読するのは合わない、反対。人々が聖餐に来るのを怠っていると副牧師が見るとき、朗読が定められているので。

(7) 「神の憐れみに対する十全な信頼と静かな良心をもってでなければ、いかなる人も聖餐に来てはならない」という指示は、疑いをもつ、悩める良心のもとにある多くの人たちを聖礼典に対する勇気をなくさせがち、として反対。

↓主教たちの答え…自分たち自身、そういう人たちが悩める良心をかかえたまま聖餐式に来るのと望まない。こういうことで教会を非難するのは、従って、お門違い。

(8) 陪餐者たちの名で行う全般的告白 (The General Confession) が、彼らの一人、あるいは司式者たち (ministers) の一人、もしくは司祭自身によってなされるようにとの指示があるが、これは司式者たち (minister) によってのみとすることを求める。

(9) 罪の赦し (Absolution) を朗読するとき祭司あるいは司教は「会衆の方を向く」とするルーブリックに対しては、「司会者が会衆の方に向くことは、執行全体を通して非常に好都合 (most convenient) である」とすべき。

↓そうでない。会衆に語りかけるとき彼らの方を向くのは都合がよい。しかし、彼らのために神に向かつて語るときは、古代教会がずっとしていたように、全員同じ一つの方向に向くのがふさわしい。

(10) クリスマス日のための特祷の場合と同様、長老派は、その日や聖霊降臨日のための本来の序文 (Preface) にある「この日」 (this day) という語に反対。

(11) 「聖礼典を受けるすべての人々の名による」祈りについて、「我らの罪深き体が彼の体により (by) 清くされ、我らの魂が彼の最も尊き血を通して (through) 洗われますように」では、キリストの体よりも血の方がより大きな効力があるように見えるので、「我らの罪深き魂と体が彼の尊い体と血を通して洗われるように」とすべき。

↓「これは罪の赦しのため、あなたがたと多くの人のために流される私の血である」という我らの主のこ
とば——主は体についてはそれほど明白に言っておられない。

(12) 「聖別のときの祈り」(長老派の言い方) について、聖別の仕方が十分に明白でない。司式者がパンを裂くことがそれほど言及されていない。

(13) 配餐の仕方と用いる言葉について、長老派は、できるだけ我らの救い主の言葉に近くすること、司式者はパンとぶどう酒を各陪餐者の手 (sg.) に配り、その言葉を各自に繰り返す必要はないこと、ひざまずくのは自由であることを求める。

↓各個人に単数で執行するがふさわしい。各信者に対する特定の証印押し (obsignation) だから。

(14) 『どの教会区民も少なくとも年に三度は聖餐にあずかること』というルーブリックは全部削除するか、「どの牧師も、聖餐を受けたという願いを言い表す適当な数の陪餐者がいる場合、少なくとも年に三度は主の晩餐の礼典を執行せねばならない」と変更すべき。

(15) 第二祈祷書の中の、ひざまずくことについて説明する言明を回復することを求める。

↓主教たち——このルーブリックは女王エリザベスのリタージェーの中にはなく、また、法によつて確認されたものでもない。また現在、世の中には偶像礼拝よりも神聖冒瀆の危険の方が大きいので、その言明を回復するそれほど大きな必要性もない。更に、その意味はイングランド教会三十九箇条の第二八条で十

分に明言されている。

8. 洗礼式次第 (The Baptismal Office)

(1) 「キリストは、我らの現在の規定にそつて教会により提供される洗礼に、どの幼児も好意的に受け入れたもう」という表現にピューリタンは反対¹¹。「無神論者、不敬虔者、異端者、未受洗者の親」の子供に洗礼はふさわしくない。親が悔い改めて可。

↓主教たち…これは非常にかたくんで、愛がかけたやり方。牧師にあまりに恣意的な権能を与える。

(2) 代父母について——親への言及がないと反対。親によつて指名されない他人が子供のために語る権利を否定。子供たちのために保証人 (sureties) を設けるかどうかは、親の自由にかかされるべきとする。

↓子供たちにはその親たちの権利以外に洗礼にあずかる権利はない、というのは誤つた教理で、他の多くの誤つた教理の元。教会の原初の実践（聖アウグスチヌス、書簡二三）は、保証人のいるいにかかわらず、事を親の好きなようにまかせてはならない、というものだった。

(3) 代父母への質問について、いかなる権利で保証人が幼児の名で約束し、答えるか分からない。最初の二つは親たちに問い、親たちが答えるべきもの、最後の問いは、親か親代わりの者に対する「あなたはこの子供がこの信仰の中へと洗礼されることを望みますか」とすべき。

↓後見人が未成年者のために契約を結べるなら、代父母がなぜ同じようなことができないか。

(4) 洗礼盤は目立つところに置くべき

↓洗礼が秘義である教会への入口であることを意味するために、原始教会時代同様、教会の入口のドアのところか、その近くに置く。

(5) ヨルダンあるいは他の所の水がキリストが洗礼されたことにより聖礼典的用法へと聖別された、という概

念に反対

↓もしさもなければ、我々は洗礼を授けるいかなる権威を有するか。キリストの洗礼は“*dedicatio baptismi*”であつたと確信する。

(6) 「靈的再生により罪の赦しを受ける」という語を「再生し、罪の赦しを受ける」とすべき。

↓ヨハネ三、使徒二・三、ニケア信条にあるように、洗礼に最も固有なのは、我らの靈的再生である。

(7) 「聖靈によりこの幼児を再生させることを汝はよしとされた」を別の表記にすべき。洗礼を授けられる子供だれもが神の聖靈により再生させられると我々は信仰において言うことができなから。

↓信仰をもつてそう言える。これを否定するとアナバプティズムに傾く。

(8) 私的洗礼については、合法的牧師によつて、十分な数の人のいるところでなければ、いついかなる場所でも施してはならない。しかし、いったんそうされたら、公的洗礼を繰り返す必要はない。

↓全く受けないよりも私的に授けられる方がふさわしい。公的に洗礼を繰り返す必要はない。

9. カテキズムについて

(1) 初めの方の問い幾つかの変更を求める。(過去二〇年以内に洗礼を授けられたはるかに多くの人々が、代父あるいは代母を持つていなかったという一時的な理由でのように思われる。——プロクターとフリア)

(2) 第三の答えは、「それによつて私はキリストの肢体 (*members*)、神の子たち、天国の相続人 (*heirs*) (遺産相続人、後継者 *inheritors* よりも) の数の中に入れられました」と表現するのがより安全、と考える。

(3) 神に対する我らの義務を言明する答えに、最後に、「特に主日には」を加えるのがよい。さもないと答え全部に第四戒に関するものが何もないから。

(4) 聖礼典についての後半、第一の答えを「洗礼と主の晩餐二つだけ」とすべき。

(5) 洗礼のときの答え (pl.) の個所

① 幼児を神の契約の中に入れることをより賢明に表現すべき。幼児たちの洗礼を彼ら自身の真に現実の信仰と悔い改めに基づけるように思われぬような言葉遣いによること。

② かかる信仰と悔い改めの実行の約束がなされないように。特に彼らの保証人の約束によつて主張されないように。神の契約が結ばれるのは信者たちのすえとであつて、親でも親の代理でもない、信仰者である保証人を持つすべての人ではないから。

↓ 主教たちの答え… 子供の洗礼の効果は、子供たちや彼らの代父母の信仰と悔い改めではなく、キリストの規定 (ordinance) と制定 (institution) に基づく。

(6) 聖礼典についてのカテキズムの部分は非常に詳しく具体的に、全体としてよい。それゆえ、使徒信条、十戒、主の祈りのより明確で十分な適用を記すのが望ましい。特に、信仰と悔い改め、二つの契約、義認、聖化、子とすること、再生について何か加えること。

↓ カテキズムは意図的に簡潔になつてゐる。

10. 堅信式について

(1) 子供たちが使徒信条、主の祈り、十戒を繰り返すことができ、この小カテキズムの幾つかの問いに答えることができるというだけでは十分な資格ではない。四、五才でそういうことができる子供がよくいるから。それは別のルーブリックに言われていることに反する。陛下の宣言 (一六六〇・一〇・二二五) 「堅信式はその地の牧師の通知により、その同意を得て正しく、厳粛に実行される」にそつてでなければだれもなされてはならない。

↓ 要求されているのはミニマムなこと。

(2) 「子供たちは洗礼を授けられて、彼らの救いに必要なすべてのものを持つ」とするルーブリックの言葉は、民衆 (vulgar) を誤りに導く危険がある。洗礼を授けられる以外に他の聖礼典は不必要とする意図は分かるが。

↓この言葉を残すことにはなく、除きたいとすることに危険性がある。

(3) 洗礼にも堅信式にも代父、代母のことを言うことに反対。

(4) 「按手前の祈り」の言葉は、堅信されるために連れてこられた子供全員がキリストの霊と彼らのすべての罪の赦しを受ける、と仮定している。洗礼以来多くの罪を犯し、真剣な悔い改めや、救いに導く特別な恵みの証拠を見せていない子供たちに堅信式を施すのは、危険で重大な悪弊。

↓子供たちの弱さと失敗にもかかわらず、洗礼において与えられたものを全面的に失っているということはない、と愛をもって考えるのがよい。「慰め主なる聖霊をもって強めてください」という祈りを加えるべき。公然たる罪の中で生きている者はだれも、堅信式を授けられるべきではない。

(5) 主教による按手は、洗礼と主の晩餐によりも堅信式により高い価値を置くように見えるので、反対。

↓古代からの公会衆の慣習に従っている。それから理由なく離れるのは平和ではなく、争いを愛すること。

(6) 堅信式の按手の根拠に使徒たちの実践を申し立てること、および、按手を子供たちに、彼らへの神の恵みと愛顧を保証するしるしとすることに反対。それは堅信式を一つの聖礼典にするように思われる。三十九箇条の第二五条に従うべき。

↓それは使徒の規定であり、第二五条については解釈が誤っている。

(7) 堅信式を授けられるのでなければだれも聖餐にあずかるのを許さない、というほど堅信式は聖餐に必要で

11. 結婚式

はない。

↓何ら不都合はなく、他の場合に長老派はまさにこうしたことを要求する。

- (1) 指輪はどちらでもよい (indifferent) ものとすべき。
- (2) Worship や depart などの代わりに別の語を用いること。
- (3) 三位一体の名による宣言は削除すること。結婚を聖礼典に数える人々を支持すると思われぬように。
- (4) 式の半ばで指示されている場所と姿勢の変更を削除すること。
- (5) 「結婚をそれほどすばらしい秘義となるよう聖別した」を変えるか削除。結婚の制定は墮落以前であり、従って、キリストの約束以前。この文は結婚を聖礼典にする意見を支持するように思われるから。
- (6) 結婚式の日の聖餐の指示を削除。

12. 病人訪問式次第

- (1) 祈りと勧めにおいて、より自由を求める。

赦しの形を宣言的で条件的なものにする。「我、汝を赦す (absolve)」の代わりに「我、汝が赦されんことを告げる (pronounce)」とし、また、「もし汝、真に悔い改め信ずるならば」とする。それを用いるか省略するかは、適宜、牧師の判断にゆだねる。

↓罪の赦しを与えることは牧師のよしとするところ (pleasure) にはなく、病者の悔悛 (penitence) 次第でなければならない。現行のものは修正文より聖ヨハネにより近い。

- (2) 牧師に、それを求めるすべての病者に (聖) 礼典を執行することを命じないようにし、牧師が適当と判断するとき執行することとする。

↓悔俊し、心備えができていると考えられ、「へりくだってそれを願う」いかなる人に対しても、臨終の聖餐 (vaticum) を拒んではならない。

13. 死者埋葬式次第

(1) 祈りと勧めは死者の益のためでなく、生きていられる者たちへの教えと慰めのためである、と明言するルーブリックを挿入すること。

(2) 牧師は、彼がそれがふさわしいと考える場合、式全体を教会で行うことが許されるとするルーブリックを挿入すること。多くの場合、牧師と会衆を屋外に立たせつ放しにしてさまざまの不都合が起こるのを防ぐため。

(3) 公然とした、ひどい罪の中で生き死んだ人々について本当は言えないような表現に反対する。それでは邪悪な者たちを一層固くし、最も大きな理性にかなう愛と矛盾する
↓性急に断罪するより、愛をもって最善を望む方がよい。

14. 出産感謝礼拝 (The Chuching)

(1) 場所の変更、詩編の変更、姦通や姦淫の場合に悔俊の聖句 (Verse) を用いるべきことなどを求める。

↓この場所は目立っていてよく、彼女が献げものをするのに適している。罪の場合には、悔俊がまずなされねばならない。

B. 主教たちによる応答……。ピューリタンの以上の異論に長く答えたあと、
主教たちは以下の譲歩を示して終わる。

祈祷書について、以下の変更を喜んで行う用意がある。

1. 書簡と福音書はすべて、最後の翻訳にそって用いる。
2. 書簡にないものを書簡としてどこかを朗読するときは、表題は「書簡に代わり」とする。
3. 詩編はルーブリックに言及されている以前の翻訳と校合し、それにそって印刷する。
4. 特祷と序文両方にある‘this day’はその日にだけ用いて、続く日々に対しては‘as about this time’とする。
5. 陪餐者氏名の通知 (signification) のために、より長い時間が必要とされる。ルーブリックの言葉は ‘at least some time the day before’ と変更する。
6. 問題のある罪人たちを聖餐にあずからせない権限は、教会法規第二六、二七条に従ってルーブリックに記されてよい。牧師はそのことについての説明を直後に、一般の人々に対してなされねばならない。
7. 序文全体 (the whole Preface) を十戒の前に付けること。
8. 牧師の裁量で、聖餐を祝う前に、いずれかの日曜日が聖なる日に、第二の勧めを朗読すること。
9. 聖餐のときの全般的告白 (the General Confession) は ministers の一人が音読し、会衆が彼の後に唱える。全員、へりくだってひざまずいたまま。
10. 品の聖別の仕方をよりはつきりと、明確にする。そのため、ルーブリックの中に ‘Then shall he put his hand upon

the bread and break it; および “Then shall he put his hand upon the cup” を入れる。

11. もし洗礼盤が会衆が聞こえないところに置かれているなら、それをもつと都合のよいところに置くことを告げてよ
い。

12. “Yes, they do perform those…” を “Because they promise them both by their sureties” と変えてよ。

13. カテキズムの前の最後のルーブリックの言葉を次のように変えてよい。

‘the children being baptized have all things necessary for their salvation, and dying before they commit any actual sins, be undoubtedly saved, though they may be not confirmed’

14. 堅信式の後のルーブリックに ‘or be ready and desirous to be confirmed’ を加えてよ。

15. ‘with my body I thee worship’ → ‘with my body I thee honour’ としよ。

16. ‘till death us depart’ → ‘till death us do part’ としよ。

17. ‘sure and certain’ は削除しよ。

(Procter & Frere, *A New History of the Book of Common Prayer*, 1902, pp.172-189) による要約の要約。バクスターらの意見書と主教らの応答の原文は ‘Anonymous, *The History of Non-Conformity 1661*, および Peter Bayne & George Gould, *English Puritanism*, 1862) に所収。